

中小企業・小規模事業者のみなさまの
働き方改革を応援！

 厚生労働省 長崎労働局

本事業は、厚生労働省 長崎労働局から
株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

専門家と一緒に 会社を もっと良くしたい。 しかも**無料**で。

大丈夫。それ、できます。

社会保険労務士等の専門家が
労務管理・賃金制度等の悩みに**無料**でお答えします。

例えばこんなこと
知りたくありませんか？

助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する
アドバイスや、その申請方法について

生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた
生産性向上など環境整備について

労働時間の見直し

時間外労働を削減するための
働き方の効率化や、業務の繁閑に
対応した勤務体制の確立について

人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした
雇用管理改善など、
人材不足への対応について

働きがいをもつ賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン案」な
どを参考とした非正規雇用労働者の
処遇改善について

長崎県働き方改革推進支援センター

携帯電話・タブレット
から簡単アクセス▶▶



〈厚生労働省長崎労働局委託事業〉 <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-nagasaki/>

相談方法

相談方法 ①

お電話・メール・来所でのご相談

社会保険労務士等の専門家がお悩みをお伺いし、
課題解決のための助言・相談を行います。

相談方法 ②

事業所への訪問によるご相談

社会保険労務士等の専門家が事業所を直接訪問し(最大3回程度)、
課題解決のための助言・提案をおこないます。

ご相談窓口・お問い合わせ先

長崎県働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省長崎労働局委託事業〉

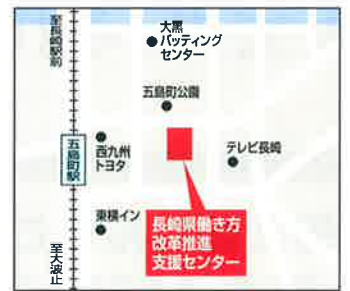
〒850-0036 長崎県長崎市五島町3-3プレジデント長崎2階

[五島町バス停より2分]

TEL 0120-168-610 **FAX 095-832-4316**

E-mail nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com

受付時間 9時～17時(土・日・祝日・年末年始を除く)



※来所による相談は、上記受付時間に加え、〈平日17～19時〉〈土曜13～17時〉も予約制にて受け付けます。

その他、当センターが提供するサービス

当センターでは、上記の電話等による個別相談、訪問による相談支援のほか、

商工会議所等における「出張相談会」の実施、

商工会議所等と共同開催による「事業主向けセミナー」を開催しておりますので、是非ご活用ください。

※出張相談会、事業主向けセミナーについては、開催内容が決まり次第、ちらし・ホームページ等でお知らせします。